

# あみの年度と会費等について

2024年7月10日

## あみ正会員・賛助会員の皆様へ

日頃より、全国精神障害者地域生活支援協議会（以下、あみ）の活動に対しご理解、ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。この度、あみの正会員と賛助会員の皆様に対し、改めて年度と会費等につきましてご説明申し上げます。

### ① あみの年度と会費納入について（正会員・賛助会員）

- ・あみの年度は毎年6月1日から5月31日となっています。（4月スタートではありません）
- ・会費は年会費（年度毎）です。年度途中での入会、退会につきましても会費規定で定められた年間会費をお支払い頂くことになります。

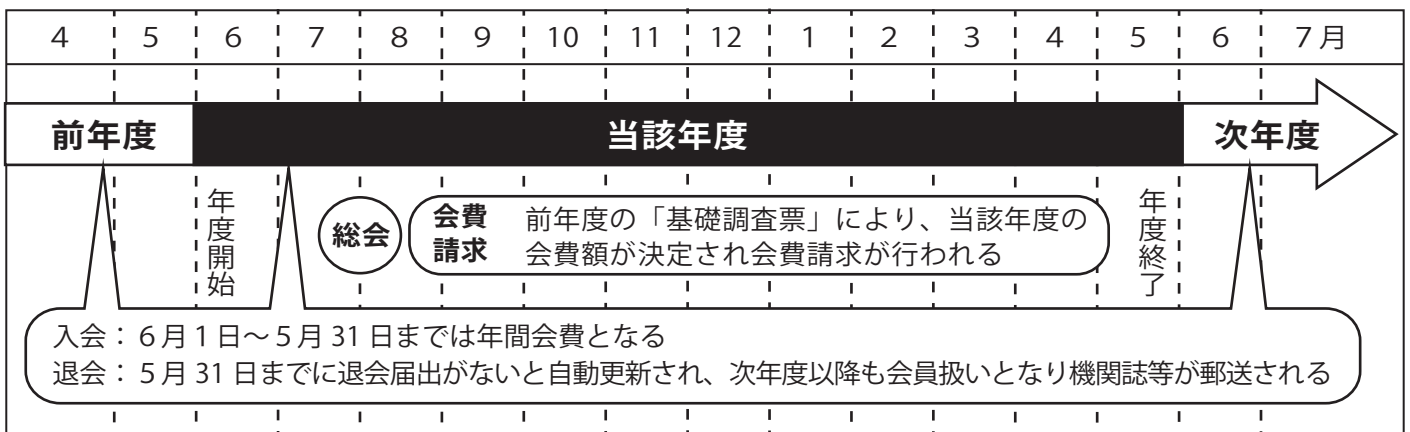
### ② 会費について

#### 【正会員の場合】

- ・年間会費額は、前年度にご提出頂く「基礎調査票」での事業収入額により会費規定で定められた金額を事務局よりご請求させて頂いております。
- ・そのため「基礎調査票」の提出がない場合は、暫定的に限度額の50,000円の請求となってしまいますのでお気をつけください。ご面倒ではありますが「基礎調査票」のご提出にご協力ください。
- ・但し、「基礎調査票」が未提出の場合でも、事務局に「基礎調査票」をご提出頂くことで暫定額ではない正式な会費額へ変更することとなります。（未提出の場合は事務局にご一報頂けると幸いです）
- ・正会員の皆様へは、「ぷちあみ」（年12回予定）と「機関誌あみ」（年2回予定）の発送、その他、研修会等のご連絡、会員割引を行っておりますため、年度内（5月末）までに退会届けをご提出頂かない場合、新年度の会費が発生しますのでご注意ください。
- ・会費規定により会費滞納が2年を越えた場合は退会となりますが、未納会費はお支払い頂きます。

#### 【賛助会員の場合】

- ・賛助会員の年間会費額は、会費規定で定められた金額を事務局より請求させて頂いております。
- ・2年間会費支払いが滞りますと、自動的に退会となります。
- ・賛助会員の皆様につきましては、「機関誌あみ」（年2回予定）の発送、その他、研修会等のご連絡、会員割引を行っております。賛助会員を継続される方は年度毎の会費をお支払いください。



あみは精神障害者の暮らしをより良いものへと向上させ、障害者の権利が当たり前で守られる社会にしていきたいと考えております。皆様の会費が主な活動費となり、様々な事業を行わせて頂いております。今後とも、あみの活動をお支え頂きますよう、よろしくお願い致します。